

H24 (2012) .1 にユネスコ世界遺産センターに提出したもの。
これに加筆修正を加え、今回の保全状況報告の別添5とする。

知床五湖における取組み

○知床五湖の利用の現状

知床五湖は、原生的な自然景観の探勝を目的に年間約 50 万人の利用者が訪れる利用拠点であるが、多くの利用者が地上歩道に集中することで、歩道上の滞留地点及び展望地点周辺における植生の踏み荒らしや荒廃が発生している。さらに、特定の曜日や時間帯に多くの利用者が集中することで、世界自然遺産における自然体験の質を維持することが困難となっている。

また、知床五湖はヒグマの生息地となっており、ヒグマと利用者との軋轢や事故の防止が重要な課題となっている。特に、春から初夏にかけては、知床五湖周辺にヒグマのエサ資源が豊富になることから、ヒグマの出没が増え、不特定多数の利用者の安全を確保するうえで地上歩道を閉鎖せざるを得ず、安定的な利用機会の確保が難しくなっている。また、適正な利用については普及啓発を実施してきたが、法的拘束力はなく、利用者による食べ歩きなどのヒグマを誘引しかねない行動が見られるなど、課題が残されている。

○現状の課題を解決するための知床五湖の利用システムについて

これらの課題を解決するために、知床世界自然遺産候補地管理計画 (2004. 1) に策定した管理計画 (5. 管理の方策 (2) 陸域の生態系及び自然景観の保全、(4) 自然の適正な利用 これらの規定は改訂された管理計画に引き継がれている) に基づき、行政機関、地元関係団体等による協議が行われた。その結果、不特定多数の利用者の安全と安定的な利用を確保する場としての高架木道の整備と、特定の利用者が質の高い自然体験ができる場としての地上歩道とするための自然公園法に基づく利用調整地区の導入による利用制限の実施とを一体的に行うこととなった。これらは、2008 年の IUCN と世界遺産センターによる保全状況調査報告において指摘された、慎重で適切なエコツーリズムの発展、ひいては地域経済発展の多様化と強化に寄与するものである。

・安全で自由に利用できる高架木道

高架木道は 2010 年 4 月に約 800m の全線が開通した。地上からの高さを 2 ～ 5 m とし、橋脚の部分にはヒグマ除けの電気柵を設置したことで、ヒグマ等の野生動物と人間の動線を分離し、ヒグマの出没にかかわらず、安全な利用が可能となった。木道の幅員は約 2 m で、傾斜も押さえられていることから、車イ

ス利用にも対応している。高架木道については、自然環境への影響を最小限とするために、設置箇所を元放牧地のササ原とした他、設計及び施工方法については、希少猛禽類を含む野生動物への影響が最小限となるよう専門家の意見を取り入れて実施したため、知床世界自然遺産の価値を損なうものではない。



図1. 高架木道

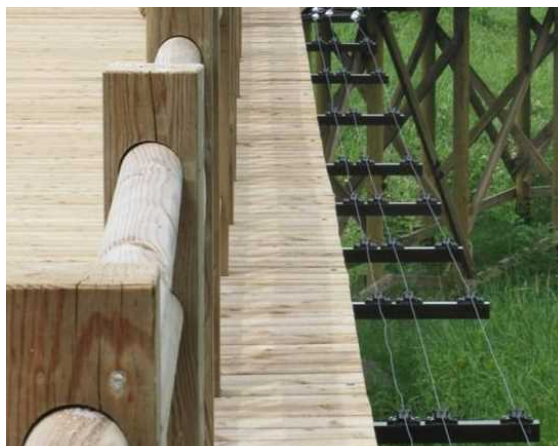


図2. ヒグマ除けの電気柵

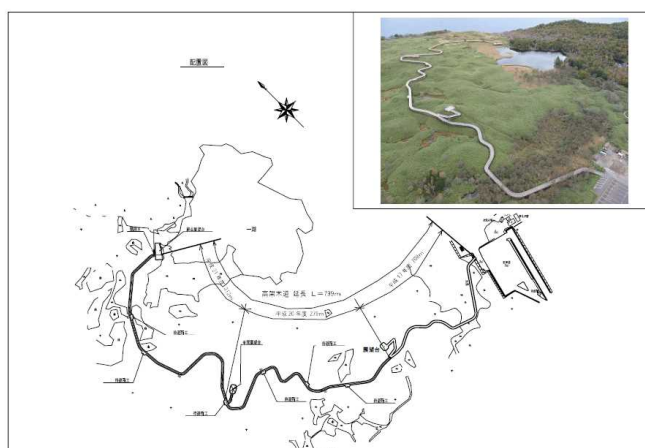


図3. 高架木道の線形

・地上歩道における利用制限

利用調整地区内の地上歩道においては、利用者による植生の荒廃の防止と、ヒグマと利用者との軋轢や事故の防止の観点から、歩道以外の区域への立入り、野生動物への餌付け、食事などが禁止されている。さらに、時期を定めて利用制限を実施する。利用コントロールを実施する時期には、立入のための手続きと、レクチャーの受講とを利用者に義務づけ、ヒグマとの遭遇回避行動や植生を荒廃させないための注意点等について事前に把握してもらうことになる。

利用を制限する時期は、ヒグマの活動や利用者の動向に合わせて、5月中旬～7月下旬までを“ヒグマ活動期”、8月上旬～10月下旬までを“植生保護期”

としている。それ以外の期間については、自由に利用できる期間となる。

“ヒグマ活動期”は、ヒグマとの遭遇回避等の技術を有する知床五湖登録引率者が同行する場合に限って利用できるものとする。引率者が一度に引率できる人数、歩道へ立入る間隔及び同時に歩道上に滞在できるグループ数を定めることで、利用者数を調整する。

“植生保護期”は、知床五湖登録引率者の同行は必須ではないが、利用の集中を回避するため、1時間あたりの新規立入人数、歩道へ立入る間隔及び1日の立入者数を定めることで、利用者数を調整する。